



平成26年5月26日

各 位

上場会社名 アルパイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 宇佐美 徹
(コード番号 6816 東証第1部)
問合せ先責任者 常務取締役 管理担当 甲斐 政志
TEL (03) 3494-1101 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月26日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成26年6月19日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主の皆様に対する取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第20条(任期)につきまして、取締役の任期を2年から1年に短縮するものがあります。これに伴い、同条第2項の取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。ただし、平成25年6月20日開催の当社第47回定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものといたします。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。
- (2) 現行定款第26条(顧問および相談役)につきまして、相談役については取締役会が選任しその統制を強化する一方、顧問については経営上または技術上の専門的な知見を有する人材を機動的に活用するため制度の変更を図ることに伴い、同条に所要の変更及び削除を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第19条(条文省略)	第1条～第19条(現行どおり)
第20条(任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>②補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第20条(任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)
第21条～第25条(条文省略)	第21条～第25条(現行どおり)
第26条(顧問および相談役) 当会社は顧問または相談役を置くことができる。 <u>顧問および相談役は取締役会の決議によって定める。</u>	第26条(相談役) 当会社は相談役を置くことができる。相談役は取締役会の決議によって <u>選任する。</u>
第27条～第42条(条文省略)	第27条～第42条(現行どおり)
(新設)	附則 <u>第20条の規定にかかわらず、平成25年6月20日開催の第47回定時株主総会において選任された取締役の任期は、第49期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。本附則は、当該期間の経過後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成26年6月19日(木)
定款変更効力発生予定日 平成26年6月19日(木)

以 上